

小型車両系建設機械運転者必携【整地・運搬・積込み用及び掘削用／解体用】

特別教育用テキスト No.120101

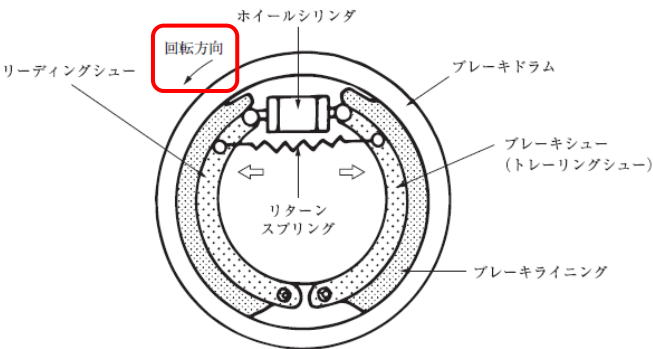
<新旧対照表> 第3版（令和4年5月23日）

【補足事項】※「旧版」から「新版」への文章の修正・追加部分は、下線部を参照してください。

※誤字・脱字および奥付等の軽微な修正は割愛します。

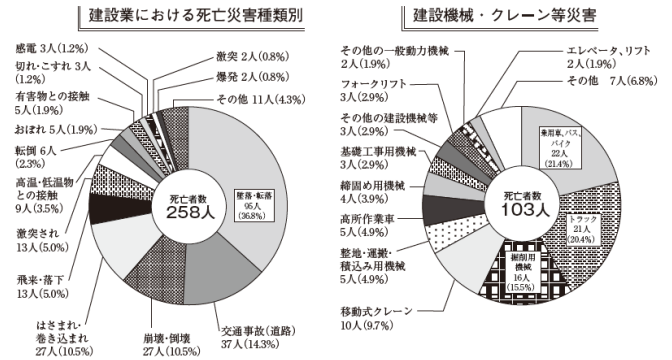
※参考等の法令改正は引用先となる「発翰番号」「表題」のみ掲載します。

(旧版) 第2版4刷(令和3年8月20日)	(新版) 第3版(令和4年5月23日)
<p>[ <u>表記・用語の統一</u> (例:職場→事業所 など) ]</p> <p>※旧版から新版への変更にあたり、引用および法令に基づく部分等を除き、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「作業者」→「<b>作業員</b>」</li> <li>・「運転手」「オペレータ」→「<b>運転者</b>」</li> <li>・「運転工」→「<b>建設機械</b>運転工」</li> <li>・「誘導者」→「<b>誘導員</b>」</li> </ul> <p>上記の通り「表記・用語の統一」を行いました。なお、修正頁は割愛します。</p>	

(旧版) 第2版4刷(令和3年8月20日)			(新版) 第3版(令和4年5月23日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
29	図 3-11	(右記の通り、「回転方向」を追加)	29	図 3-11	
50	1 行目	(「(a)比較的柔らかい土質の場合」を、 右記の通り変更)	50	1 行目	<p>(a)土質にあった掘削角度</p> <p>土質の硬軟により、バケットの掘削角度を変えると掘削性がよくなる。</p> <p>比較的柔らかい土質の場合は、バケットの爪角度を地面に対して45度程度にして切込み、アームが90度掻き込んだところで掘り終わるようにする(図4-12)。</p> <p>掘削の進行は、①を掘削した後、②、③と後退して掘削する。</p>
83	8 行目	(1) <u>未登録の機械</u> では、 (下線部を、右記の通り修正)	83	8 行目	(1) <u>タイヤで自走できる重機</u> では、

(旧版) 第2版4刷(令和3年8月20日)			(新版) 第3版(令和4年5月23日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
134		(「建設業における建設機械災害発生状況(H20年～H25年)」を削除、右記の通り「建設業における建設機械災害発生状況(令和2年)」に変更。	134		

建設業における建設機械災害発生状況 令和2年



※下記の表の通り、「墜落・転落災害」と「崩壊・倒壊災害」の件数は事故の型別の分類ですが、「建設機械・クレーン等災害」の件数は起因物による分類です。そのため、「建設機械・クレーン等災害」の件数には「墜落・転落災害」と「崩壊・倒壊災害」の件数が重複計上されています。

令和2年の死亡災害発生状況(起因物・事故の型・抜粋)

起因物	事故の型											合計
	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	巻き込まれ・はさまれ	切れ・こすれ	高温・低温物との接触	交通事故(道路)	その他	
チェーンソー	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
整地・運搬・積み込み用機械	1	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	5
掘削用機械	6	2	0	2	1	3	2	0	0	0	0	16
基礎工事用機械	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	3
締固め用機械	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	4
解体用機械	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
高所作業車	1	0	1	0	0	0	3	0	0	0	0	5
その他の建設機械等	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	3
混合機、粉砕機	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
産業用ロボット	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
その他の一般動力機械	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2
動力機械 計	10	2	2	2	1	7	15	2	1	0	0	42
移動式クレーン	4	1	0	0	0	1	4	0	0	0	0	10
エレベータ、リフト	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
トラック	2	0	0	0	0	0	4	0	0	15	0	21
フォークリフト	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	3
軌道装置	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
乗用車、バス、バイク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	0	22
鉄道車両	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
その他の乗物	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
物上げ装置、運搬機械 計	8	2	0	1	0	1	11	0	0	37	1	61

※上記の表は、「令和3年 全国安全週間実施要領」(建災防発行)より作成しています。

141	下から6行目	被災者は、 (下線部を、右記の通り修正)	141	下から6行目	運転者(オペレーター)は、
141	下から4行目	運転者と、 (下線部を、右記の通り修正)	141	下から4行目	運転者(オペレーター)と、
145 ～ 147	各表内	傷病名 (表内の上記下線部を、右記の通り修正)	145 ～ 147	各表内	被災程度
147	4行目	ダンプトラック運転手等 (下線部を、右記の通り修正)	147	4行目	建設機械運転工
152	5行目	〔安衛施行令〕 (作業主任者を選任すべき作業) 第6条 法第14条の政令で定める作業は次のとおりとする。	152	5行目	〔安衛施行令〕 (作業主任者を選任すべき作業) 第6条 法第14条の政令で定める作業は次のとおりとする。

(旧版) 第2版4刷(令和3年8月20日)			(新版) 第3版(令和4年5月23日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
		(上記の内容を、右記の通り修正)			(1~8の2 略) 9 掘削面の高さが2メートル以上となる地山の掘削(ずい道及びたて坑以外の坑の掘削を除く。)の作業(第11号に掲げる作業を除く) (10~10の3 略) 11 掘削面の高さが2メートル以上となる採石法第2条に規定する岩石の採取のための掘削の作業 (12~15の4 略) 15の5 コンクリート造の工作物(その高さが5メートル以上であるものに限る。)の解体又は破壊の作業 (16以下 略)